

令和3年

行財政改革特別委員会会議録

とき 令和3年9月24日

品川区議会

令和3年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和3年9月24日（金） 午前10時00分～午前11時27分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 つる 伸一郎 君 副委員長 のだて 稔 史 君
委員 石田 秀男 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 西村 直子 君 委員 塚本 よしひろ 君
委員 あくつ 広王 君 委員 渡部 茂 君
委員 高橋 伸明 君 委員 せお 麻里 君
委員 須貝 行宏 君 委員 大倉 たかひろ 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 和 氣 副 区 長 堀 越 企 画 部 長
黒田 計画推進担当部長 佐藤 企画調整課長
(財政課長事務取扱)
榎 本 総 務 部 長 古 卷 総 務 課 長
東 野 経 理 課 長

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、議題に関連して、和氣副区長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

また、石田ちひろ委員および庁舎計画担当課長から欠席とのご報告を受けておりますので、ご案内いたします。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

前日も申し上げましたが、ただいまご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応の下での委員会であり、また本日は緊急事態宣言の発令中であります。各委員におかれましては、会議時間が長時間とならないよう、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くなど、簡潔かつ効率的な質疑にご留意いただきますようお願い申し上げます。

理事者の皆様におかれましても、委員会運営の効率化へのご協力を改めてよろしくお願いいたします。

本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 特定事件調査

新庁舎に関すること

○つる委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、新庁舎に関することについて取り上げます。

本調査事項に関しては、7月の当委員会で議論をしてきたところです。今回もまず理事者より、この間の新庁舎整備基本構想の答申に向けた進捗状況についてご説明をいただきます。その後、委員の皆様には、ご意見、ご提案等をいただき、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○東野経理課長

それでは、私から、新庁舎整備基本構想の素案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料をご覧ください。

新庁舎整備の検討状況につきましては、7月8日の当委員会におきまして、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会の設置、それから、第1回策定委員会の内容、区民意見聴取ならびに先進地区の事例につきまして、説明してございます。本日は、その後の検討状況と併せまして、ご説明をしたいと考えてございます。

最初に、1のこれまでの検討状況です。

(1) 策定委員会につきましては、まず資料1をご覧ください。新庁舎整備NEWS第2号でございます。第2回策定委員会ですが、7月19日に開催いたしまして、新庁舎整備の基本理念と基本方針(案)につきましてご審議いただきました。また、その裏面でございます区民アンケート調査結果につ

きましても、本委員会と同様、速報版をご紹介させていただいております。

次に、資料2をご覧ください。新庁舎整備NEWS第3号でございます。8月26日開催の第3回策定委員会では、第2回で出された意見を踏まえまして、改めて基本理念・基本方針（案）の整理をいたしまして、それから、導入機能の整備方針（案）につきましてもご審議をいただきました。裏面を見ていただきまして、建設想定規模（案）、建設候補地（案）につきましても、ご審議をいただきました。

9月14日開催の第4回策定委員会でございますが、前回の委員からのご意見を反映させて、全体を整理してございます。それから、概算事業費案と事業計画案とともに基本構想（素案）をご提示し、ご審議をいただいております。

本日の資料3、この基本構想（素案）の要約版および資料4の基本構想素案の本編ですが、策定委員会でのご意見を反映したものとして、提出をしているものでございます。本編の提出、本日机上配付になりました。遅くなりまして申し訳ございません。

それでは、新庁舎整備基本構想（素案）につきまして、資料3の要約版で説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページの1、これまでの検討経緯でございます。項目の横に本編のページを記載しておりますので、資料4の本編と併せてご覧いただきたいと思っております。

新庁舎整備につきましては、平成29年から議論を開始しておりまして、当委員会へも都度報告、説明を行ってございます。令和2年度の品川区庁舎機能検討委員会の答申を得まして、当年度の品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会でさらに検討を深め、基本構想素案の策定に至ったところでございます。

2の基本構想の位置付けでございますが、ステップとしては図の2段目にあたりまして、新庁舎整備を進めるための基本的な考え方、規模、概算費用、スケジュールなどを取りまとめるものでございます。

2ページに参りまして、3、現庁舎ですが、図のように配置されておりまして、昭和43年に建てられました本庁舎・議会棟、第三庁舎は、築53年を経過してございます。

4、現庁舎が抱える課題といたしましては、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、バリアフリー対応の課題、建築物、設備、情報機能の老朽化、防災機能の強化の必要性、機能の分散化による分かりにくさや非効率性、執務スペースが狭隘、交流スペースなどの不足などが挙げられます。また、区を取り巻く環境も大きく変化しておりまして、多様化する行政需要に対応するためにも、新庁舎の整備が必要でございます。

3ページに参りまして、5、基本理念・基本方針・導入機能の整備方針とは、新庁舎整備を進めるための基本的な考え方を示したものでございます。

4ページに参りまして、基本理念では、品川区長期基本計画の3つの政策分野に対応し、「『にぎわい都市』の魅力と発展をつなぐ、明るく親しみやすい庁舎」、「『暮らしが息づく国際都市』にふさわしい、誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎」、「『環境都市』の実現とともに、災害時にも区民を守る、力強く持続可能な庁舎」と、3つの基本理念を設定いたしました。

この基本理念を具体化するため、5ページに参りまして、6つの基本方針を定めました。区民サービスでは「区民にとってわかりやすく、利用しやすい庁舎」、区民協働・交流では「区民の協働と交流の拠点となる開かれた庁舎」、行政・議会では「機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎」、防災では「区民の安全・安心を支える防災指令拠点となる庁舎」、環境では「環境にやさしい脱炭素型の庁舎」、将来変化・経済性では「将来の変化に対応し、長期間有効に使い続けられる庁舎」を基本方針といたします。

6ページでは、基本理念・基本方針を、庁舎機能検討委員会答申を基に作成いたしました導入機能の

整備方針とともに、体系的に整理いたしました。

その下の6、建設概算規模でございますが、7ページに参りまして、新庁舎整備で想定する全体規模を約6万㎡といたしました。今後、基本計画策定段階で詳細を精査してまいります。

7、建設候補地でございますが、土地区画整理事業が予定されている広町地区内の敷地約8,300㎡で、図の赤枠の位置となっております。

8ページに参りまして、事業計画です。新庁舎整備にあたりまして適用可能な事業手法といたしましては、設計と施工を個別に発注する従来方式、設計・施工を一括して設計・施工企業に発注する設計・施工一括発注方式、設計・施工、維持管理・運営を包括的に民間事業者グループに発注するPFI方式がございます。事業手法につきましては、それぞれの特徴を勘案しながら検討を進めまして、基本計画策定段階で採用方法を決定してまいります。

現段階の事業スケジュールでございますが、基本構想の策定が令和3年12月頃、基本計画の策定が令和4年度上半期頃、令和5年度から6年度にかけて基本設計、実施設計を行い、令和7年度に建設工事の着手、令和9年度に竣工し、移転・供用開始を想定してございます。今後の進捗状況や事業手法などによって、変更の可能性がございます。

最後に、概算事業費でございますが、本庁舎整備の概算事業費に関しましては、建設工事費、外構工事費、調査・設計費等を勘案しまして、また、他自治体の事例やヒアリングなどのデータを参考にした結果、約400億円を見込んでおります。あくまでも基本構想段階での見込みでございますので、この後の基本計画や設計の段階で、詳細に精査をしてまいります。

以上で、基本構想（素案）の説明を終わります。

続きまして、（2）区民アンケート調査の結果につきまして、改めましてご報告をいたします。

資料5、区民アンケート調査の1ページをご覧ください。調査概要でございます。調査目的は、区民の皆様の考えを基本構想に反映することでございます。調査方法、調査項目は、ご覧いただいておりますとおりでございます。

2ページに参りまして、回収結果ですが、2,500人中818人の方、32.7%の方にご回答いただいております。十分な信頼性がある結果となっております。

4ページ以降は調査結果でございます。回答者の属性、現在の庁舎の利用状況や印象について、新庁舎に求められる機能について、めざすべき新庁舎のイメージならびに自由意見につきまして、それぞれご回答をいただき、年齢階層別と居住地区別にクロス集計を行っております。各内容につきましては、それぞれお目通しいただければと思います。

33ページをご覧ください。アンケートの自由意見では、231人の回答者から275件の意見をいただいております。意見を分類し、最も多かったのが下から4段目、新庁舎のコンセプトや方向性に関する意見で59件、その次に、導入する機能やスペースに関する意見36件などがございまして、基本構想の中にも一部取り入れさせていただいております。

区民アンケート調査の報告は以上でございます。

次に、（3）電子意見フォームでございます。こちらには9月10日現在の状況を書いてございますが、本日現在では、延べ24件の意見をいただいているところでございます。主な意見でございますが、こちらに書いてございます、災害時の避難所としても使えるようにしてほしい、近隣の日影やビル風の被害に対しての十分な対策が必要、区内にはバリアフリー化された施設が圧倒的に不足している、デジタル化の推進により、区民が行政手続きのために庁舎を利用する機会が減ることで、大規模な庁舎は不

要になるのではないかと、誰でも利用できる展望施設と食事処を最上階に作ってほしい、その他、交通アクセスに関することですか、先ほど説明しました基本理念などについてもご意見をいただいているところでございます。

(4) その他に参りまして、区議会からは7月30日に、「新庁舎整備基本構想における議会機能に関する意見」をいただいております、こちらは基本構想に反映をさせていただきます。

区民への周知ですが、策定委員会等を区ホームページに随時掲載するとともに、新庁舎整備NEWSの発行、配布などを行っております。また、今後ですが、ケーブルテレビしながわ、またFMしながわなどのメディアも使いながら、区民への情報発信を積極的に行ってまいります。

裏面に参りまして、2のパブリックコメントの実施でございます。新庁舎整備基本構想(素案)につきまして、パブリックコメントを実施いたします。公表日時は令和3年10月1日、公表方法でございますが、広報しながわ10月1日号で周知をいたしまして、区ホームページに本編と概要版を掲載の上、記載の各窓口で閲覧ができます。意見募集期間は10月1日から25日まで、意見提出方法は記載のとおりでございます。また、町会・自治会への回覧で意見募集チラシを配布いたしまして、広く区民の皆様への周知をしております。

最後に、3の今後の予定でございますが、11月16日に開催の第5回策定委員会では、パブリックコメントの結果報告を行いまして、基本構想案を取りまとめ、区長への答申が行われる予定です。基本構想の決定および公表は、令和3年12月頃を予定しております。パブリックコメントの結果公表ですが、紙面の関係上、年明けの1月となる予定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

私のほうから少しお聞きしたいのですが、資料3の素案要約版の一番後ろのページ、8ページですか、事業計画に対して事業手法がありますが、従来方式と設計・施工一括発注方式、PFI方式と書いてありますが、従来方式というのは、一般的な民間企業が建設するとき、こういう手法を取っているというのが大半だと思います。同一業者が設計・施工をやるということになりますと、やはりそこでなれ合いとか妥協が起きるのかな、そして、検査も甘くなる可能性が出てくるかと思うのですが、この辺についてはどのような考えをお持ちなのか。私は、施工に関して設計がしっかり管理するという手法がいいと思うのですが、その辺についてお聞かせください。

○東野経理課長

設計・施工一括発注方式についてのご質問です。委員おっしゃるように、設計、施工が同じ業者であるということにつきましては、様々な議論があるところでございます。こちらを採用した他区の事例などを聞いておられますと、このDB方式を使うこととは別にCM方式、コンストラクションマネジメント方式ということで、別の業者が管理するような手法を取っているということも聞いておりますので、DB方式採用の場合は、併せてその辺も考えていく必要があると考えております。

○須貝委員

今の方法は、やはりせっかく立派な新庁舎を造ることなので、できるだけ管理をしっかりできるような手法で持っていていただけたらありがたいという意見だけ言わせていただきます。

そして、新庁舎基本構想について様々なご意見がかなり出てきて、よくここまでまとめられてこれ

ているのかな。まだこれからもんでいって、どういう建物にしていくのかとお考えだと思うのですが、その皆さんのご意見の中で、庁舎内が非常に使いやすい、それから、区民が使いやすい、それから、働く人も、職員の方も動きやすい、新庁舎ならば働く場所ということですから、それがやはり基本的な第一のコンセプトになると思います。

そして、区民の方も大勢見えるわけですが、やはり利便性の高い、行ったらその階で完結できれば一番いいのですが、そうもいかない。かといって、エレベーターで上がり下がりというのが、やはり頻度が高くなればなるほど、またそこで、待つ時間とか、移動する時間も出てきて、非常にとは言いませんが、やや使い勝手が悪くなるのかと思うのです。どうしても階層が高くなればなるほど、エスカレーターではなくてエレベーターを使う頻度が高くなるというのは分かりますが、区民が来られて、一番使用頻度が、区民が利用しやすい、区民サービスを受けやすい階層は、やはり低階層のところだと思うのですが、大体何階ぐらいまでがエスカレーター等を設置する構想であるのか、その辺、今の段階で、もしこういうご意見が出ていますよ、こういう考え方がありますよというものがありましたら、教えてください。

○東野経理課長

詳細な基本計画の段階で、その辺の階層のところは今後決めていくような形になりますので、エスカレーター設置がどこまでとかということは、まだ決めているものではございません。ただ、委員がおっしゃるとおり、区民が、窓口等に来られた方が一番使いやすい低階層への配置というものは、今後考えていくべきものだと思っております。

○須貝委員

最後に1つだけ、災害対策で、区民はやはり新庁舎に対して、区のシンボルになると思いますが、大災害が起きたときに、やはり近くの地域センター、近くの避難所も利用するということはありますが、大半の方が考え方として、新庁舎のほうに救助、救援を求めてくるのかな、またここも、避難してくる方も多数出てこられるかと私は思うのですが、その辺に対して、今回の構想の中にそういう仕組みがしっかり入っているのか、その辺についてお聞かせください。もちろん、一般的に多くの区民の方が考えるのは、区役所本庁舎に行けば、何とか我々を助けてくれるのではないかというのが、やはり基本的な、純粋な考え方だと思いますので、教えてください。

そして、そのときに、あくまで大災害のときですが、多くの区民を守るために、この庁舎のどこかに、ふだんは別に個室にする必要はないと思うのですが、多くの職員の方が庁舎にいて、区民の救援・救助に24時間当たれるような、そういう職員の方が寝起きできる場所というのは確保できるのですか。そういうものが作られているのですか。その辺についてお聞かせください。

最後に、今、ご存じのように天候が異常気象ということで、あちこちで、今年の台風は今までの最強だ、もう本当にモンスター級の台風が、この日本にでも押し寄せてくるという話すら出るように、毎年、やはり台風等の規模が大きくなっております。また、水害もそうですが、風水害、そして、今お話しした台風でなくても一時的な突風なり強風なり、そういうところにさらされると思うのですが、そういうふうになれば、物が飛んできたり、いろいろな物が新庁舎にぶつかってくるのではないかという危惧を私は覚えるのですが、そういうことにもきちんと備えられた、要はこの庁舎は大丈夫だと、これから超大型台風が来ても壊れるようなところはないと、そういう庁舎を造り上げているのだという構想はあるのでしょうか。

その3点について教えてください。

○東野経理課長

まず、災害時の庁舎の役割でございますが、今でもあるのですけれども、この区役所の庁舎1階のところは、広域避難場所の役割を持っているところでございます。移転先の庁舎につきましても、そういった役割は必要となってくると思われまして、ただ、避難所、いわゆる避難して生活する場所につきましては、別途学校などが指定されておりますので、そちらとの役割分担ということが必要だと思われま

す。

庁舎の災害時の役割といたしましては、こちら、本編の27ページ、28ページのところを見ていただきたいのですが、防災指令拠点としての役割、災害時のそういった指令拠点としての役割というものを持っておりますので、そういった避難所との連携も図りながら、きちんと本部機能の役割を果たしていきたいと思っております。

また、職員が庁舎で寝起きができるようにというお話でしたが、災害時につきましては、関係機関とも含めまして、ワークスペースの確保というものを目指していきたいと思っておりますので、その中に、もしそういうものが必要であれば、今後、検討の中に入れていくものとして考えております。

それから、大型台風ですとか異常気象とかにも耐えられるような庁舎という部分でございますが、それは、そういった防災の指令拠点という部分も併せて考えますと、堅固な建物を計画していきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

○芹澤委員

要約版の4ページの、「人 すこやか 共生」というところの一番下に、「職員にとっても働きやすい機能性にあふれた庁舎とすることで、業務効率化と質の高い区民サービスが提供できる」というのを目指すと書いてあって、これ、基本構想というよりは基本計画の部分に入ってくると思うのですが、以前、議会の庁舎機能というところでは、セキュリティ面とかがあって、同じく職員の皆さんのセキュリティの確保というのと、あと、メンタル系も含めてですけれども、今、職員の皆さんが、常に誰かに見られながら仕事をされていらっしゃるって、区議会事務局も含めてですけれども、特に食事あの場所で、もう真っ暗にしながらやって、その中でも人が来て対応していくという中で、もう本当に休憩ができないような環境にあると思っていて、以前は公務員というのは、効率化、効率化と結構厳しい風当たりもあったと思うのですが、もちろん無駄なものは省かないといけませんが、この「質の高い」というところで、何か外部の方が入れないような休憩スペースの確保というのは、なかなかスペースがないと思うのであれなのですが、そういうのを検討されてもいいのではないかと考えていまして、ほかの民間だと、結構ワンフロア、オープンスペースみたいになっているところがあると思うのです。

もちろん現庁舎の屋上みたいに、区民の方も楽しめる、職員も楽しめる場所というのもあっていいと思うのですが、ここは本当に気を抜いていいという場所が、職員の中でもあっていいかなと思っていて、私の希望としては食事が取れるような、ワンフロア取れるのか分かりませんが、そういうものがあっていいかと思うのですけれども、今の検討状況というか、今後の予定というのがもしあれば、お聞かせください。

○東野経理課長

委員がおっしゃっているような、いわゆるリフレッシュルーム的なものを設けたらいいのではないか

というご意見は、策定委員会でも出ておりました。そういった職員の福利厚生に資するようなところにつきましても、今後設けていく必要があると考えておりますので、詳細につきましては、基本計画の策定の段階で考えていきたいと思っておりますのでございます。

○つる委員長

ほかにごございますか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。1点だけお伺いさせていただきます。

アンケートのほうですけれども、WEB回答を用意していただいたおかげで、WEB回答が約4割ぐらありますので、回答者の方の年齢層がバランスよく、積極的に回答していただいた結果でもあるのではないかと考えております。

そこで、14ページですけれども、「『10～20歳代』では、全ての項目で“そう思う”の割合が全体と比べ低い傾向となっております」と書かれている箇所がございまして、中間的回答をしやすい傾向でしたり、例えば若い世代の方たちの順応性が高いとか、体力があるとか、そういったところで、「廊下、階段、ロビーなどが狭い」というところの、これだけの項目での回答ではこうなったのかもしれないので、自由記述欄などでの意見を生かして、区民の方の声を反映していただきたいと思うのですが、お聞かせください。

○東野経理課長

こちらの区民アンケート等を取った目的といいますのが、まさに区民の方々の意見を反映していきたいという思いから取っているものでございますので、自由意見なども含めながら、なるべく区民のご要望に沿った庁舎を造っていきたく思っているところでございます。

少し先ほどからの繰り返しになりますが、基本計画策定の段階でどういったものが必要かという部分については、十分考えていきたいと思えます。また、そういった階段、廊下が狭いなどといった部分、バリアフリーに対応するような部分につきましても、十分考えていきたいと思えます。

○つる委員長

ほかにごございますか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。策定委員会にも出席させていただいておりますので、大体の内容は確認をさせていただいていて、素案の中にこれを入れていただきたいということも反映を確認させていただきました。

少し細かいことなのですが、用語解説、素案の本編のほうの52ページですが、た行のところで「DHC」という用語の解説があつて、地域冷暖房ということについての説明があります。これ、本編のほうを何回か読んだのですが、本編のどこに記載があるかが分からなかったもので、これはどこでどう検討されていることなのか、通常、本編に出てきた用語の解説だと思うのですがけれども、そこについて教えていただきたいということが1つ。

あと、まとめて聞いてしまいますが、SDGsのことです。素案について8ページに載っております。この中の説明に、「各項目の達成を目指していく」と。これは「基本計画において、各項目の対応可能性を検討し、実現化の方策を示します」ということはあると思うのですが、建設をされていく中で、この17の項目にどれがどう当てはまるのかということをいろいろ組み合わせていく、割り当てていくということだと思っておりますが、これはどの程度までのいわゆる達成というか、目標値みたいなものも立て

ていく方向性なのかということ、これも、基本構想ではなくて基本計画の策定委員会の中で議論していくということなのか、その2点について教えてください。

○東野経理課長

まず、DHC、地域冷暖房でございますが、ざっと見て、私も見つけられないのですけれども、該当するところといたしましては、環境に関するところになってくるのかと思っております。詳しい記載がないのですが、関連づけて、そういった言葉が掲載されているとご理解いただければと思います。

また、SDGsのところですが、こちらにつきましては、17の目標に向けまして、庁舎の計画の中で取り組んでいくべきものと捉えておりますので、こちらにつきましてももう少し細かい内容につきましては、例えば目標とするもの等につきましては、基本計画の中に十分盛り込んでいきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○あくつ委員

後半の部分はそうなのかと思うのですが、この前半の部分については、これについて、私もざっと読んでみて、その記載がなかったと思うのですが、もしあったらごめんなさい。この「一定地域内の建物群に対して蒸気・温水・冷水などの熱媒を熱源プラントから導管を通じて供給する」ということについて、これは、こういうことが環境性能を上昇させるのに資するという考え方もあると、こういう理解をせよと、こういうことでよろしいですか。

○東野経理課長

一定程度の環境に配慮という部分と、それから、庁舎の光熱水費削減に向けてという部分になってきますので、すみません、語句がどこに該当するかという部分につきまして、記載がここですと言えないのがもどかしいのですけれども、環境等に関することということで捉えていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○塚本委員

庁舎の素案の本編のほうですが、いろいろな機能が整理されていて、共通機能ということで、ユニバーサルデザイン、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進、セキュリティ対策と、こういったことで、特にこのデジタルトランスフォーメーションの推進のところが35ページですかね。これを推進していくことは、もう本当にやっていただかなくてはいけないぐらいの、今、時代の流れだと思っておりますけれども、その中で整備方針として大事なこととして、「情報格差（デジタルデバイド）に十分に配慮します」となっております。とても大切な視点だと思っております。

この点についてですが、いわゆるスマホとかをまだお持ちでない高齢者の方々にも従来どおりのやり方という考え方も、1つあると思うのですけれども、スマホを持っているけれども使い方がいまいちよく分からなくて、結局、今までどおり窓口へ来て申請用紙に記入していますという、こういった方々もいらっしゃると思うのです。こういった方々に対しては、庁舎に来られたときに、1つのこのデジタルデバイドの配慮だけではなくて、解消していくということの1つのチャンスと捉えて、こうやってやれば、次から役所へ来なくてもスマホで簡単にできるのですよということで、うまくまだ使えていない方々にアナウンスというか、インストラクトするというのですかね、そういったデジタルデバイドがなくなっていくようにいろいろ案内をしていく。教室等を案内することもあるでしょうし、その場で教えてあげられるようなこともあるでしょう。こういったことにもぜひ力を入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○東野経理課長

D Xの推進、特に自治体D Xの推進という部分でございますが、35ページにも記載のとおり、委員がおっしゃったとおり、デジタルデバインド、いわゆる情報弱者の方々にも配慮した形で、役所の窓口等のあり方を今後考えていくべきものと思っております。今委員からご紹介ありましたインストラクトと申しますか、そういう部分につきましても、今後十分考えていきたいと思っております。

○塚本委員

ぜひよろしく申し上げます。新庁舎が、デジタルトランスフォーメーションもしっかり機能として持っている、最新鋭だというだけではなくて、デジタルデバインドというものも解消していく、区内においてそういった1つの象徴的な場にもなるということをご期待いたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○大倉委員

先ほど来、区民が利用しやすいところというのと、例えばスムーズな利用だったり、分かりやすい表示、安心して相談できる場所とかの設置というところで、区民が様々来て、それこそ行政への手続きも含めて、協働というところでは、様々な区の歴史や仕組みとか、そういったものを知れるというのが非常に大事であると思う一方で、先ほどもほかの委員からありましたが、職員の働きやすさ、効率的に働けるということも非常に重要かと思っております。

これを両立していくというところで、それこそ区民の待合スペースが広がったりするほうが、よりスムーズな利用につながるのか、それとも、両立できれば、職員の方の働くスペースを広く取ったほうが、それこそよりスムーズな区民の方の利用につながるのかということも、様々検討されているとは思いますが、その辺の考え方について教えていただきたいのが1つと、あと、環境について非常にいろいろな、積極的に再生可能エネルギーを使っていくとか、高効率化の庁舎にしていくとかというところがあるのですが、例えば今も庁舎内で食堂があったりして、食品ロスとか、そういったところへの取組というの、今後、庁舎ができたときに、きっと食堂というか、カフェなのか分からないですが、そういったところが入ってくるというのは考えられるのですが、そういったところでも、何か食品ロスや、食育まではあれですが、そういった食べ物もしっかりと環境対応していくというところの考え方というのが、少し分からなかったので、そういったところもこういうのには入ってきているのでしょうかというのを教えてください。

○東野経理課長

区民対応のスペース、それから職員の執務スペースについて、まずお答えさせていただきたいのですが、現在の考えでは両方必要だというものでございます。十分な執務環境、それから、区民の窓口におきましても、いわゆるワンストップサービスの考え方ですとか、それから、いろいろなデジタル機器を使っただけの対応ですとか、そうしたときにどういったスペースが必要かという部分を、今後、基本計画の中できちんと考えていきたいと思っております。

あと、環境の部分での食品ロスという部分ですけれども、例えば食堂をつくったりカフェをつくったりという計画がどこまで進むかによりまして、その辺との兼ね合いが出てくるかと思っておりますので、きちんとそういった機能が決まって、計画が定まった次の段階、ステップでの考え方になるかと思っております。

○大倉委員

食品ロス、ありがとうございます。基本構想というところで、こういった環境対策をしっかりしていくというところで少し伺ったので、ありがとうございました。

職員の働き方、敷地面積はある程度限られてくる中で、スペースのあり方というのもしっかり検討していただいて、区民の方がより利用しやすい環境をつくるためには、職員のスペースをしっかり確保していく。ご答弁にもありましたけれども、両方確保できるというのがいいとは思いますが、そういったところも含めて、様々検討していただければいいと思います。ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにございますか。

○渡部委員

今ここまで進んできたのだなというのを感じた中で、事業スケジュールとお金のところですが、東京都と国の部分というのは、法務局と、様々な都税事務所とか第二建設事務所とかの区分、これがどういうふうになるかというのを今、調整中と、こちらでは書いてあると思うのだけれども、来年、再来年ぐらいには話を決着していかないと、その先に進めないわけですよ。その辺の話し合いは進んでいるのとかというところと、どういうふうな見込みというか、分かれば教えてほしいのと、あと、結局、事業費合計400億円にそこで影響もしてくるし、設計も変わってくるしというところの中で、ここで起債をかけていくというところと基金というところで、基金は今、施設整備はたしか400億円はもうあるのだけれども、では、全部まるっきり使うわけにもいかないし、あと7年後ぐらいに建つと思うけれども、例えば起債は今回どれぐらい。400億円というのは、結構な金額ですよ。どれぐらいの規模でやっついこうというのが、もう決まっているのかどうなのか。

○東野経理課長

まず、国や都との調整状況でございますが、委員おっしゃるように、国や都、現在もこの庁舎での区分所有者ということになっておりますので、移転後のところでどのぐらいの規模が必要なのか、そういったところの調整を進めているところでございます。また、費用負担につきましても、まだ全体の想定規模が出ている段階でございますので、詳しくはもう少し進んだ段階で、具体的な負担額等を提示、または国や都から提示されるという、そういう調整をしていこうという段階でございます。

また、起債がどのぐらいかという部分でございます。400億円というのもあくまでも概算金額、それもざっくりとした金額でございますので、これにつきましては、やはり基本計画の段階で、もう少し詳細なものが進んできたところで決めていくものとしておりますので、具体的にはまだ決まっているものはございません。

○黒田財政課長

起債の制度でございますが、今、経理課長が申し上げたとおり、どこまでが起債の範囲になるかというところが決まりませんと、概算事業費が出てこないのですが、今の制度ですと、庁舎建設ですと一般事業に該当するというので、制度上は70%が充当できるという制度がありますが、建物の中に起債が充当できないような施設が入っていれば、そこは当然、起債が充当できませんので、全体の事業費の中でどのぐらいかというところは、基本計画等で建物の詳細が決まってきた中で、どこまで起債の対象になるかということも、これは東京都との協議が必要となっておりまして、最後は総務省同意という形が起債の制度となりますので、今後、検討の中で、また詳細については進めていきたいと考えてございます。

○渡部委員

起債のほう、ありがとうございました。分かりました。

国と都の調整具合といましようか、要は法務局とか第二建設事務所とか都税事務所とか、基本残る前提で残す、法務局も含めて残る前提での話が進んでいてということの理解でいいのでしょうか。

○東野経理課長

残る方向での話をしているところでございます。ただ、国のほうにつきましては、最終的に決定していくところが、例えば法務省ではなく財務省のほうだったり、そういうふうになってきますので、その辺も含めて検討を進めていきたいと思っているところです。

○つる委員長

ほかにございますか。

○せお委員

アンケートのところから1点だけお聞きしたいのですが、アンケートの11ページの庁舎を利用した際の印象で、「⑤区民が活用したり交流したりできるスペースが不足している」というのが、ほかと比べて「そう思わない」が多いということと、あと18ページでも、新庁舎に求められる機能についてというところで、「重要でない」が多いのは議会機能で、議会に関して興味がないのは少しショックなのですが、その次に関しては、やはり区民協働・交流のところと比較的「重要でない」が多くなっているのですけれども、そのところは区としてどのように捉えていて、どのように反映していくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○東野経理課長

11ページ、「区民が活用したり交流したりできるスペースが不足している」という部分ですが、これはもう半数以上の方が不足していると捉えております。そういったところも踏まえまして、基本構想の特に基本理念のところ、区民との協働を目指したというところで、「『にぎわい都市』の魅力と発展をつなぐ」という部分につながっているものと、ご理解いただければと思います。

○せお委員

ありがとうございます。ほかの項目から比べて、比較的少ないというか、関心が少し少ないところではあるようなのですが、私としてはとても重要かと思っていますので、バランスを考えていただいて、そこら辺もしっかりと検討していただきたいと思って、要望します。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

何点かお伺いをしたいと思います。

まず初めにお伺いしたいのは、これは基本構想で、一部基本計画に踏み込んでいる部分も書いてあるかと思っておりますけれども、それから、この基本計画が多分一番重要になるかと私は思っています。それで、基本計画の段階でほとんどのものが決まった後に基本設計があって、実施設計と行くわけけれども、区のイメージとして、この庁舎を建てるときに、今、基本構想があって、その基本計画である一定度の考え方をしっかり集約していくのだという、それは区民の方々のご意見、アンケートも含めていただけれども、そこが重要だと、その認識をまずお伺いしたいと。それが1つ。

では、最後までいろいろ言っていきます。

それから、庁舎の想定規模が出てきた。これは、例えばJR東日本も発表されて、大体の容積率とか

も分かっているけれども、この6万㎡というものが、今、区が想定している容積率の中で何%ぐらいと思われているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

それから、次に、事業手法だけでも、私もよく分からない部分を聞きます。例えば世田谷区は多分、従来方式を採用したのだけれども、施工会社に、地元企業を、どれぐらい地元還元できるかというのを提出させて、実際、入札金額は結構予定価格から下がったからあれだけれども、当初の予定価格からすれば、約2割程度の地元還元金額を出したというのがあるわけです。これ、間違っていたら、従来方式ではないよというなら、それを教えてください。従来方式でもそういうことがあったのか。

それから、もう一つ言うと、分かりやすく教えてほしいのは、例えば「ぐるっぼ」は、事業者が決まって、事業者が連れてきた設計会社があって、それで施工会社もやっとな。施工会社は、別に普通の一般の入札でやっとなから、事業者と設計会社がやっとなわけだよね。結構施工でいろいろな話はあっとなけれども、これは何方式になるのかというのがよく分からないと思っとなて、もう一つ分からないのが、これ、PFI方式を採用するとなると、どこまでの提案を受けるつもりでいるのかという感じ。PFI方式だと、広町地区全体を見据えて、例えば第二庁舎の考え方だとか、例えばE地区だとか、ほかのC地区はもう1回こう書いとなあるけれども、やっとなていくとな。それから、これは私の個人的な思っとなだけれども、中小企業センターとか下神明駅ぐらいのところまで見ていくとなという考えをすると、ここの発注の部分でPFI方式というやり方をすると、そこの部分は相当いろいろな意見を、きちんとPFI方式はそういうこととしてくれとなということをお願いすると私は理解するけれども、間違えていたら、それも言っとなてください。そういうことまで含んで全体を見ていくとなると、いつからPFI方式をやっとなというのがあるよね。そこから、後から来てPFI方式というとな、周りのことも含めて結構やりづらくなと思っとなているから、そうではないのだとないうなら、それも教えてください。それも、基本計画の中で相当議論が必要になるのではないかなと思っとなている私がある。そこも教えていただきたいとなということ。

それから、あと一つ、自由意見のところでもいろいろいただいとなっている声があっとなて、例えば「雨に濡れずに」とか、「複合化して収益を得られるように」とか、レストランとか運動施設、図書館とか、いろいろ書いとなあるよね。あとバリアフリーとかいろいろ、ICTとか、それは今も、当初からもうそういうのは入っとなっているからいいとないうのと、そういう意見を入っとな込んでいとな、先ほどのエスカレーターとエレベーターだとか、いろいろな食堂の話とか。食堂でも、例えば今売店だけで、食堂とななれば、では、広町地区全体で、今、憩いと防災の広場みたいなものがあるとなのであれば、そこにあずまやだとかミスだとか、それはJR東日本のお金でそういう整備をしてくださいとないうのは、最後の話としては今からでもそこは間に合うわけだ。そういうことまで我々が区として要望していくのか。

それは、我々が今、議会改革推進会議をやっとなっているから、そこで議論をするとなときに、どこからどこまでこういとなことを、こういとな基本計画に入れ込んでいくとないう項目出しがあると、我々も議会として、様々こういとな計画に盛り込むとなとき、こういとなことはこういとなふうにな考える、こういとなことはこういとな考えるとないうのが、非常に助かるとないうかありがたい。意見も出しやすい。

だから、そういう整理を、誰が窓口になっとなって聞くかとないうのはあるけれども、そういうことを含めて、ぜひこういとな資料分けとないうのか、こういとなことができるかどうかないうのも含めて、お聞きをしたい。

○東野経理課長

6点から7点ほどいただきました。

まず、基本計画が重要となとの認識があるかとないう部分ですけれども、まさに基本構想を設計につなげていく大事な部分だとな思っとなっております。基本計画の中で詳細について、大部分が区の考えとなして決まっとなてい

かなくはない、示されるべきものであると考えているところでございます。

それから、容積率という部分でございますが、6万㎡、大体建てられるところが今500%として考えているところですけれども、6万㎡の建物を建てたときに、それほど容積を使わないと捉えております。その中で建てられる部分というものを考えていきたいと思っております。この6万㎡という部分につきましても、どういった機能が入るかという部分で、もっと詳細を決めていかなくてはならない部分がありますので、必ずしもこれにとらわれているものではございません。もう少し、先ほどの基本計画の部分で詰めていくものと考えているところでございます。

それから、事業手法でございます。世田谷区は従来方式を使っているところですけれども、地元還元の部分ということにつきましては、世田谷区が独自に発注の中でいわゆる制限をかけて、発注をしているものでございます。品川区におきましても、地元企業がどれだけ参画できるかという部分につきましては、例えば従来方式を取る場合につきましては、そういった世田谷区の例なども参考にしながら考えていきたいと思っております。

それから、「ぐるっぽ」の方式、事業者が設計業者を連れてきてとかというところにつきましては、私は把握しているところではないのですが、そういったようなところがあるということにつきましては、少し研究をさせていただきたいと思っております。庁舎に当てはまるかどうかにつきましては、なかなか難しいのではないかと、今の段階では考えられます。

それから、PFI方式の提案でございますが、こちらは、民間企業といいますか、1つの会社をつくったところに発注をするという方式になりますので、この広町地区全体をどうするかという部分を考えていただくという部分には、一定つながってくるかもしれませんが、庁舎単体だけの考え方からすると、このPFI方式、周りにも言及した形でというのは、なかなか難しいかと考えられます。

ただ、こちらに並べております3つの方式につきましては、それぞれ一長一短あるということで、基本構想の段階では紹介させていただいておりますので、基本計画の段階で、ほかにも方法がないかも含めまして、策定委員会などでも議論を深めていきたいと思っております。

それから、自由意見として、区として周りの事業者に対してのご意見がという部分も出されました。こちらにつきましては、実際、JRが進めている開発計画につきましては、いろいろ提案もJR側からされているところでございます。区としては、まずは自分の敷地内をどうするかという部分を考えていくもので、区民の皆様からもご提案を受けているところでございます。またJRとの関連におきましては、区画道路をどうするかとか、それから、JRの駅から続くデッキをどうするか、そういった部分につきましても、広町地区の開発計画の中で共同で検討させていただいているところでございますので、そういったところを踏まえながら、区としての庁舎計画を進めていきたいと思っております。

議会からの提案のところにつきましては、まず、基本計画として区庁舎をどうするか、議会機能をどうするかという部分につきましては、今後ご提案をいただきたいと思っております。また、周辺施設に関わる部分につきましては、こういったものも必要ではないかということで、付随のご提案という形でいただくことも可能かと思っておりますので、こういった項目を基本計画の段階で出させていただくにつきましては、改めてこちらの事務局からご提示させていただければと思います。

○石田（秀）委員

最初の基本計画が非常に大切な部分だと思っております。庁舎に基本計画を入れていくときに、例えば庁舎内にそういう広いスペースをとすることを考えていくと、必ず庁舎機能とはまた別のものを入れ込んでいくとなると、それは区民の憩いの場とかいろいろ。よくほかの自治体でやっているのは、区長と

か、そこでいろいろ皆さんから区民の声を聞く場にするとか、あとは、いろいろ市町村交流があるところの物産展みたいなものを、そこでイベント施設として使うとか、そういう広場的な活用をやっているところもあると思うのですね。そうすると、それこそ容積率に非常に関わってくるが出てくるのだろうと思っています。

そうすると、それは基本計画の中で、もちろん検討委員会もあるのだけれども、我々も1月末までに議会の意見をまとめなさいという話だけれども、非常にそういう意味では、回数はやれるだろうと思っているけれども、皆さんがそういう考えをいろいろ出し合ってやれるというのが、やはり議会の中でも非常にいいことだと思っているので、何かそういうものがないと。私は何かあったほうがいいかな。容積率の問題も含めて分かっておいたほうが、では、これはどういうふうにしていこう、容積率にとらわれないでどういうふうにしていこうとか、そういうことが必要なのかなとある程度思っている。

それから、P F I 方式は今大変厳しいと。載っているから、そう私は言ったつもりだけれども、今言ったP F I 的な考え方というのは私は必要だと思っている、ここに書いてあるわけだから。そういうことに対する意見を言ってくださいというのは、それはどうぞ言ってくださいと行政側も今おっしゃっているわけだから、それを出していったとしたときに、やはりある程度の基礎知識がないと、出てこないわけです。こういう可能性もありますよみたいな資料を何かぜひ出してもらうと、そういう意見が色々出て、議論もできるのかなというところがあるかということです。

それから、先ほども、答弁はなかったけれども、本当に何がいいのかという、例えばミストの話とか食堂の話とか、こういうのも、やはり例があったほうがいいと思うのですね。例えば売店で広場があって、そこで食べるとか、先ほど言った屋上だとか広場で食べるとか、行政側の方の福利厚生という、区民のサービスと福利厚生、これが2つあるから食堂があると思っているのだけれども、そうすると、その部分をどう考えるのかということですね。今でも、例えば食堂で食事をされている方もたくさんいらっしゃるけれども、お昼に行くと結構人がいっぱいだけれども、こちら辺へ歩いて行って外で食べている方もいらっしゃるわけです。こちら辺の方は、区役所の職員の方で非常に助かっている業種の方も、たくさんいるはずなのですね。

今度も、そういうことが起きる可能性は非常にあるわけです。だから、全体を見渡したほうがいいのではないのかということもあるわけだと思うので、そういうことも含めて考えると、やはりこういうのも基本計画の中で、私は議会から言うべきだと思っているけれども、きちんとそういう議論があっただけでいいはずだと思っている、そういうことも含めた何か資料的なものを、ぜひ我々が分かるものを。そういうお願いをするときは必ずあるので、そのときにそういうものがあればありがたいと思っているので、最後のその資料的なものが大丈夫かどうかということだけ、確認させてください。

○東野経理課長

基本計画を進めていく段階で、様々な他自治体などからも建設時の資料なども入手いたしまして、どういったものが必要かという部分の検討材料としていきたいと思っております。そこで、基本計画の段階で、例えば先ほどの区民交流スペース、今、基本構想の段階では約2,000㎡としておりますけれども、どういったものを作っていくかなどにつきましても示させていただいて、それに対してご意見をいただけるように、資料提供はしていきたいと思っております。

P F I 方式の可能性につきましてもですが、これもまだ基本構想の段階で、ざっくりとした資料でございます。どういった形でなら可能になるのか、どういった課題があるのかという部分につきましても示した上で、こちらの事業手法についてもご意見を伺いたいと思っております。

また、区民サービス、職員の福利厚生という部分、全体を見渡してどうかという視点は重要だと思いますので、そういったところも含めまして、基本計画の資料作成については、細かいところまで着手していきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○のだて副委員長

先ほどから出ていますけれども、職員の休憩スペースというのは必要かと思います。そういった中で、シャワー室とかを作っていたらいいと思います。夏場、汗をかいて来るということもあると思いますので、そういったこともご検討いただければと思います。

それと、パブリックコメントが10月1日から始まるということですが、区民への周知を徹底すべきだと思うのですが、どのようにしていくのか。やはり説明会などを行って、しっかり理解してもらうことが必要だと思います。各地域センターごとに行う、各管内ごとに行うとか、そういったことをやはりやっていくと。庁舎ですから、やはり区民の財産でもあり、区民の方が利用に訪れるということですので、そういった広く知らせていくことがぜひ必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、また電子意見フォーム、10日までのところだと19通ということで、今回、今日までは延べ24件ということですが、この数の捉えですね。その数でいいのかと。やはりあまり周知されていないのかと思います。ぜひもっと、この電子意見フォームの点でも知らせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○東野経理課長

副委員長から今お話がありましたシャワー室でござりますが、現庁舎にも備えてござります。必要なときに職員の方にも使っていただいているものでござります。新庁舎におきましても、必要な施設につきましては整備を進めていきたいと思っております。

それから、パブリックコメントに対しての説明会というお話でございましたが、なかなかこういったコロナ禍の状況では、区民の方を集めてとかという状況は厳しいものでござります。それに代わりまして、先ほどお話しさせていただきました自治会、それから町会ごとの回覧板を使いまして、こちらの基本構想につきましては周知を図っていきたく思っております。

また、この後、ケーブルテレビ品川ですとかFMしながわ、そういったところでも、基本構想素案を策定したので、パブリックコメントを行っておりますというような周知をしていく予定でござりますので、そういったメディアなどの活用も考えていきたいと思っております。

それから、電子意見フォームの件数が少ないのではないかとご意見でござります。こちらをご覧いただいている方がまずどれだけいるか、それに対してどう考えているかという部分でござりますが、確かに日程的なところもござりますが、これまでの策定委員会の検討状況なども踏まえまして、品川区のホームページをご覧いただいている方がどれだけいるかという部分になってくるかと思えます。そういったものも含めて、周知については、紙媒体、それから、メディアなども使いながら、周知の幅を広げていきたいと思えます。

○のだて副委員長

ぜひ広く知らせていただきたいと思うのですが、回覧板等でやるということですが、やはり回覧板が回ってこないところもあるわけですね。そういった方にも届くように、コロナ禍ということもありますが、説明会を。この間もいろいろなところで注意しながらやっていますので、ぜひ。全体を一遍

に理解するのもなかなか難しいので、区民の皆さんにも分かるように、ぜひやっていただきたいと思えますけれども、改めてありましたら、伺いたいと思えます。

それとあと、新庁舎候補地についてですけれども、私はJRの開発に合わせて進めるべきではないと思っておりますが、現計画では、区画整理をして候補地を作るわけですけれども、基本的に区画整理というのは、道路など造るために、所有している土地を少しずつ出し合って造るというものですけれども、所有していた土地から減るということになっていきますが、今回この区有地の減歩率というのはどのくらいになるのか、つまり拋出をしてどれくらい減るのかということなのですが、いかがでしょうか。

○東野経理課長

まず、改めて説明会をということでございますが、繰り返しになりますが、こういったコロナ禍の状況を見ながら、区として進めるべきところで進めてまいりたいと思えます。

候補地に関して減歩率といえますか、それにつきましては、土地区画整理事業の中で行われているものでございます。その率までは、私どもで把握はできておりません。改めて都市開発課から、適切な時期に説明をさせていただければと思えます。

○のだて副委員長

今、把握していないということですが、実際に公平な土地交換、区画整理が行われるのかというところを危惧しておりますので、そこのところをよろしく願いいたします。

そして、今回、一般質問でも質問をさせていただきましたけれども、現庁舎が以前36億円かけて耐震工事を行って、あと16年もつということで、拙速に進めるべきではないということで、中止すべきだということで質問をいたしました。それに対して区は、耐震化はしたけれども、万全ではないことも起こり得るという答弁でした。その耐震化した庁舎で万全でない事態というのはどういった事態なのか、伺いたいと思えます。

○東野経理課長

16年もつ耐震化をしているという状況でございますが、万全でないといえますのは、特に設備面、50年以上経過してかなり老朽化している状況でございます。こちらの基本構想の中にも触れさせていただいているのですが、今、設備更新につきましては年間約5億円とか、かなりの修繕費用がかかっているところがございます。そういったところも含めまして、あちこち傷んでいる庁舎、これが万全と言えるかという、万全ではないと発言したものでございます。

○のだて副委員長

設備面が万全ではないということなのですが、これ、災害が起きたときに万全ではないということの意味かと思ったのですが、そうではない、日常的に万全ではないということですか。

○榎本総務部長

答弁したのは私ですから私が答えますけれども、あの当時の耐震基準でいけば、耐震基準を十分満たしているという基準でやっていますけれども、例えば東日本大震災が直下型で来た場合に、それが万全であると言えるかどうかというのは、災害の想定規模が、従来と比較してなかなか分からない面もありますので、そういった意味で万全ではないと答えたものです。

○のだて副委員長

確かにこの間、災害規模が激甚化している、地震も強くなってきているのかという印象がありますけれども、そうすると、庁舎だけでなく、ほかの区有施設も耐えられるのかというところがあると思うのです。実際、区有施設で、そういった東日本大震災のような地震が来た場合、耐えられる施設という

のはどれだけあるのでしょうか。

○つる委員長

のだて副委員長、新庁舎の整備基本構想に関わることだから、それは別の話で、むしろもう一つの特別委員会で震災に関する委員会があるので、会派の中で共有して、そこで確認をする等で検討してください。質問を変えてください。

○のだて副委員長

私は新庁舎のことについて聞いているつもりですけれども。

○つる委員長

「ほかの施設で」と言ったでしょう。

○のだて副委員長

ほかの施設もそうですが、そこに関わって言っているわけですが、東日本大震災の規模に対応できるというところはなかなかないのかと思うのです。そうした中で、今回、コロナ禍ということもあります。やはりこうした区民の生活を支援していくということが今必要であって、拙速にこの新庁舎建替えを進めていくべきではないと思います。今回400億円の事業費がかかるということで、こうした税金は、区民生活を支援していくことに充てるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回、この庁舎の建替えを図って、JRの開発にも便宜を図って進めていくということで、やはり拙速に進めるべきではないと思っております。一旦立ち止まって、やはり広く区民に内容を知らせて、改めて検討することを求めます。いかがでしょうか。

○東野経理課長

コロナ禍で区民の生活、困窮している方もいる、そういった状況は聞き及んでいるところでございます。また、こういった生活状況が変わってきていることも踏まえまして、区の庁舎としてどういった機能が必要なのか、そういったことを改めて考えさせられる機会にもなっているかと思っております。区の庁舎は、大分老朽化が進んでいる状況なども踏まえまして、計画のほうは着実に進めていきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

和氣副区長はご退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

2 報告事項

旧第一日野小学校跡地の状況について

○つる委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

旧第一日野小学校跡地の状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤企画調整課長

それでは、旧第一日野小学校跡地の状況についてご報告いたします。

まず、1の経過をご覧ください。平成17年8月に株式会社TOCより、旧第一日野小学校跡地の借用について要望書を受領しました。その後、基本協定等を結び、現在、貸付を行っているところでござ

います。

次に、2の貸付の概要でございます。貸付期間は令和4年9月まででございます、賃借料は記載のとおりでございます。

(3)のその他をご覧ください。当跡地の貸付に伴いまして、TOCは公共施設整備経費等を負担するものとし、その内容は、TOCビル建替計画の都市計画に関する手続きに入るまでに決定するとの協定を結んでいるところでございます。

このたび、その負担について協定を締結いたしました。項番の3をご覧ください。目的は記載のとおりでございます、金額といたしましては17億円の寄附となります。支払時期は、都市計画決定後2ヵ月以内としております。

次に、4の貸付終了に関わる協議の状況ですが、基本は更地返還ですが、防災倉庫など、今後とも必要となる残置物について協議をしております。また、計画的に施設の解体等を行ってもらうため、計画の提出についても協議を進めております。

最後、5の貸付終了後の跡地活用ですが、当委員会でこれまでご報告しているとおりでございます、荏原複合施設の大規模改修工事に伴う仮移転先等で活用する予定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて副委員長

今回、TOCと協定を交わしたということで、この協定の内容というのは記載のある3点だけなのかということと、あと今回、金額17億円の寄附ということですが、これはどういった根拠で決めたのかということと、今、区の中でこれをどう使っていくというお考えがあれば、伺いたいと思います。

そして、この貸付け終了後、暫定活用していくということですが、その後の利用の検討というのは行っているのか、伺います。

○佐藤企画調整課長

4点、ご質問をいただきました。

1点目の協定の内容でございますが、資料に記載のと通りの目的と寄附の額、支払方法等でございます、こちらに記載している内容でございます。

2点目の17億円の根拠でございますが、これは株式会社TOCからの寄附になりますので、寄附ということなので、明確な内訳とか根拠というものは、特に定めているものではございません。

3つ目のご質問であります用途ですが、こちらに関しましては、目的に書かれているとおり、西五反田地区の公共施設の整備というところになりますので、区といたしましては今後詰めていきますが、この跡地に今後、本格活用で整備する施設に充てることも1つだと考えております。

4つ目の本格活用につきましては、仮移転で今後しばらく使いますので、その間、行政需要や地域のお声を聞いて、今後検討してまいります。

○つる委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○つる委員長

次に、予定表3のその他を行います。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申し出をいたします。

(2) その他

○つる委員長

次に、その他で何かございますか。

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午前11時27分閉会